

# 薬剤師賠償責任保険

(店舗／勤務薬剤師・登録販売者)

# サイバーリスク保険

加入のご案内



薬剤師業務では、調剤、販売・供給した医薬品等に起因する対人・対物事故について、損害賠償請求を受けるケースがあります。

万一の場合に備えて、「薬剤師賠償責任保険」へのご加入をご検討ください。

● 申込締切日： **2025年1月17日(金)**

● 保険期間： **2025年2月1日** 午後4時～ 2026年2月1日午後4時 (1年間)

■ **ご注意ください。**

- ※ **日本保険薬局協会 正会員様のみ**がご加入頂ける制度となります。  
正会員法人のグループ会社であっても、グループ会社が「日本保険薬局協会 正会員」でない場合は、本制度にご加入頂く事は出来ません。
- ※ **保険期間が変更になりました。**  
2024年度は2月15日～1年間となっておりますが、2025年度は2月1日～1年間に変更になります。
- ※ **自動更新ではございません。**  
ご加入の際には、申込締切日までに加入依頼書のご送付、並びに保険料をお振込みください。

■ **ご加入内容をご確認ください。**

- ※ ご加入をいただきます前に、保険商品がご希望に合致している内容となっていることを本ご案内でご確認ください。  
加入依頼書の記載事項等につきましては、記載漏れ、申告漏れがないようご記入ください。

## 補償の種類

お客様を取り巻くリスクは様々です。  
お客様のニーズに合った補償にご加入いただけます。

### 店舗の補償

- **薬剤師賠償責任保険** .... P3

※施設危険担保特約条項付帯

### 勤務薬剤師・登録販売者の補償

- **薬剤師賠償責任保険** .... P4

※勤務薬剤師・勤務登録販売者  
特約条項付帯

### 法人の補償

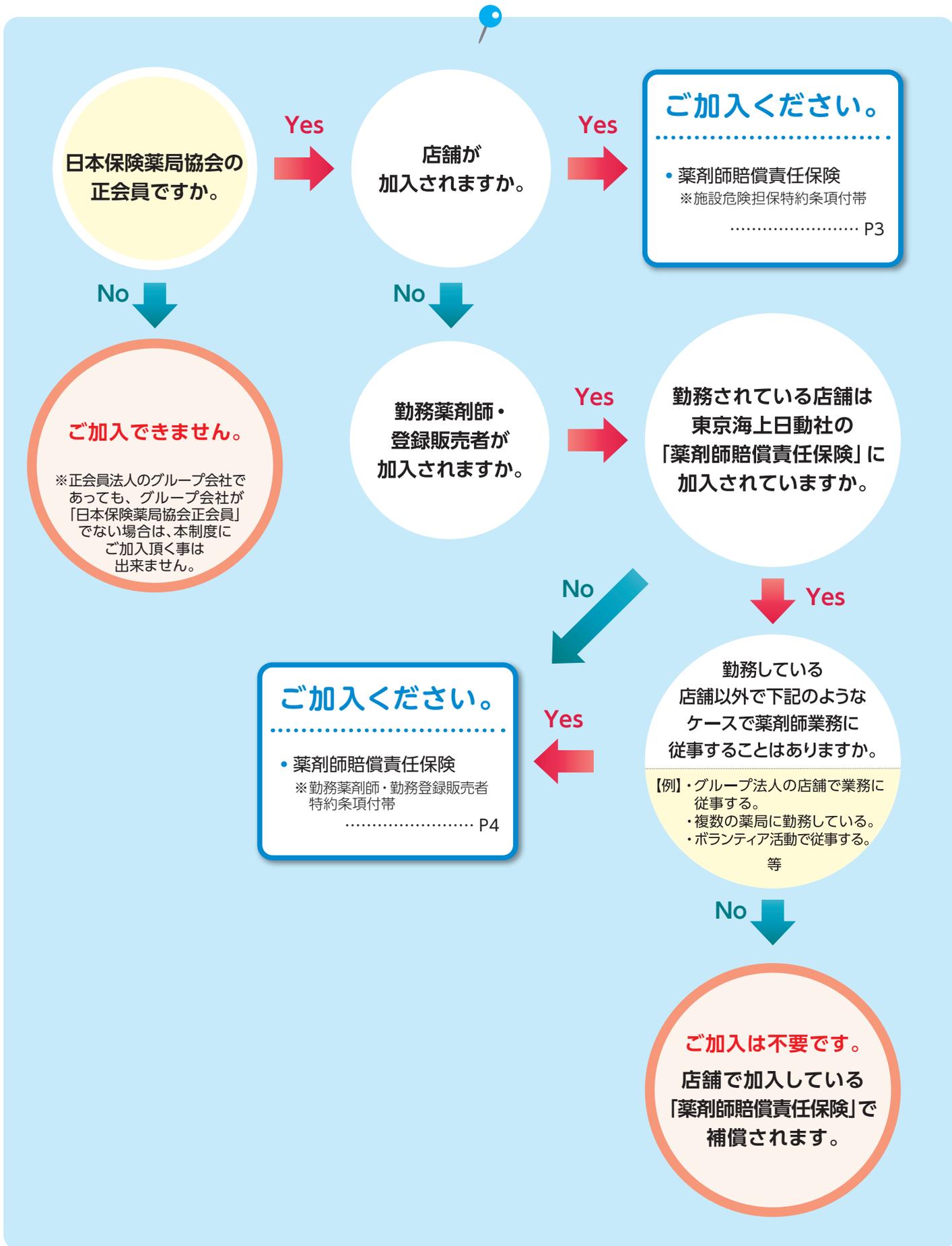
- **サイバーリスク保険** .... P7

## 用語解説

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
薬剤師業務	調剤、医薬品等の販売・供給または居宅療養管理指導業務をいいます。「居宅療養管理指導業務」とは、介護を要する者、介護予防の支援を要する者等に対して行う居宅療養上の管理および指導ならびにこれらに付随する業務をいいます。
事故	対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことを【対物事故】といいます。
損害	損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。
施設	被保険者が薬剤師業務の遂行のために所有、使用または管理する不動産または動産をいいます。ご契約にあたっては、保険の対象とする施設を明確に記載していただきます。
医薬品等	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・乳製品・健康食品その他健康・衛生に関する日用品をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
人格権侵害	次のいずれかの行為（不当行為）によって発生した、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 ・不当な身体の拘束　　・口頭または文書もしくは図画等による表示
支払限度額	保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

# 保険加入チャート

(店舗/勤務薬剤師・登録販売者の加入の場合)  
加入チャートに従って、ご加入をご確認ください。



# ● 薬剤師賠償責任保険(施設危険担保特約条項付帯)

## 薬剤師賠償責任保険(施設危険担保特約条項付帯)の特徴

### ● 店舗契約の場合

薬剤師賠償責任保険は、被保険者<sup>(\*)</sup>が行う薬剤師業務の遂行に起因する事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

#### <保険金をお支払いする場合>

次の業務に起因して、保険期間中に日本国内において発生した事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- ① 薬剤師賠償責任保険
  - ・ 薬剤師業務
  - ・ 施設、施設の用法に伴う薬剤師業務以外の仕事
- ② 施設危険担保特約条項
  - ・ 施設
  - ・ 被保険者が遂行する施設の用法に伴う仕事(薬剤師業務を除きます。)

#### <支払限度額>

**薬剤師賠償責任保険 → 対人・対物賠償共有 1事故1.5億円(保険期間中 4.5億円)**

**施設危険担保特約条項 → 対人 1名3千万円 / 1事故 1億円 対物 1事故 750万円**

(\*) 補償を受けることができる方をいい、この薬剤師賠償責任保険における被保険者は次のとおりです。

- ・ 薬局または医薬品等を販売する店舗の開設者、法人代表者
- ・ 業務の補助者である薬剤師・登録販売者

### 例えばこんな時にも・・・

#### ① 薬剤師業務に起因する事故

- 調剤を誤ったために、それを服用した人の身体の具合が悪くなった。
- 薬の使用方法についての指示を誤ったために、指示どおりに使用した人が中毒になった。
- 薬を間違って渡したため、それを服用した人の身体の具合が悪くなった。

等



#### ② 施設に起因する事故

- 陳列棚から商品が落ちて、買い物客がケガをした。
- 自動ドアが故障し、子供が挟まれてケガをした。
- 自転車で薬を配達中に通行人にぶつかりケガをさせた。

等



## 支払限度額・保険料

支払限度額				一時払保険料(補償開始日)					
薬剤師賠償責任保険	対人・対物賠償共有	1事故につき	1.5億円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日
		保険期間中	4.5億円						
	免責金額(自己負担額)	1事故	1千円	3,130円	2,860円	2,600円	2,350円	2,080円	1,820円
施設危険担保特約条項保	対人賠償	1名につき	3千万円	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
		1事故につき	1億円						
	対物賠償	1事故につき	750万円	1,560円	1,300円	1,050円	780円	520円	260円
	免責金額(自己負担額)	1事故	1千円						

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## ● 薬剤師賠償責任保険 (勤務薬剤師・勤務登録販売者特約条項付帯)

### 薬剤師賠償責任保険(勤務薬剤師・勤務登録販売者特約条項付帯)の特徴

#### ● 勤務薬剤師・登録販売者契約の場合

薬剤師賠償責任保険は、被保険者<sup>(\*)</sup>が行う薬剤師業務の遂行に起因する事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

##### <保険金をお支払いする場合>

次の業務に起因して、保険期間中に日本国内において発生した事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- ・薬剤師業務
- ・被保険者が薬剤師業務に従事する店舗その他の施設において行う薬剤師業務以外の仕事

##### <支払限度額> 対人・対物賠償共有 1事故 1.5億円(保険期間中 4.5億円)

(\*) 補償を受けることができる方をいい、この薬剤師賠償責任保険における被保険者は次のとおりです。

- ・勤務薬剤師の方 ⇒ 薬局などに勤務されている薬剤師または登録販売者である個人

### 例えばこんな時にも・・・

#### ① 薬剤師業務に起因する事故

- 調剤を誤ったために、それを服用した人の身体の具合が悪くなった。
- 薬の使用方法についての指示を誤ったために、指示どおりに使用した人が中毒になった。
- 薬を間違えて渡したため、それを服用した人の身体の具合が悪くなった。

等



## 支払限度額・保険料

支払限度額			一時払保険料(補償開始日)					
対人・対物 賠償共有	1事故につき 保険期間中	1.5億円	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日
		4.5億円	1,790円	1,640円	1,490円	1,340円	1,190円	1,040円
			8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日
免責金額(自己負担額)1事故 1千円			900円	750円	600円	450円	300円	150円

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## お支払いする保険金の種類およびお支払い方法（薬局／勤務薬剤師・登録販売者 共通）

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い、保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

### 損害賠償金

上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

### 各種費用

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません。）。ただし、②争訟費用については、「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、次の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{② 争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の損害賠償金}}$$

## お支払いの対象とならない主な場合（薬局／勤務薬剤師・登録販売者 共通）

次の事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款でご確認ください。

- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った行為
- ・転売目的で販売または供給された医薬品等。ただし、医師または病院、診療所もしくは介護老人保健施設その他これらに準じる施設に販売または供給されたものを除きます。
- ・自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の所有、使用または管理
- ・医薬品等自体の損壊についての賠償責任
- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ・サイバー攻撃

等

# ご加入方法

## 加入依頼書・加入明細書 送付先

**郵送の場合** 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階  
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 公務広域法人部  
(薬剤師賠償責任保険 担当)あて

**メールの場合** npha-hoken@web-tac.co.jp まで、PDF化した加入依頼書(両面)、加入明細書(店舗/勤務薬剤師・登録販売者)をご送付ください。

## 薬剤師賠償責任保険の手続き要領

	事由	提出書類	保険料振込	加入締切り
<b>店舗契約</b> ・薬剤師賠償責任保険 ※施設危険担保特約条項付帯  <b>勤務薬剤師・登録販売者契約</b> ・薬剤師賠償責任保険 ※勤務薬剤師・勤務登録販売者特約条項付帯	更新 (2/1始期)	加入依頼書・加入明細書に必要事項をご記入の上、期日までにご提出ください。	振込 1月17日(金)まで	1月17日(金)
	新規加入 (2/1始期)			
	中途加入 (3/1始期以降)		振込 補償開始前月20日まで ・中途加入保険料一時払	毎月20日締切 ・加入依頼書・加入明細書の提出 ・中途加入保険料振込必須 ※翌月1日0時補償開始
	中途脱退 契約内容変更 (3/1始期以降)	加入内容変更依頼書・明細書に必要事項をご記入の上、期日までにご提出ください。	残り期間の保険料を 保険会社より返戻	毎月20日締切 ・加入内容変更依頼書明細書の提出必須

加入依頼書・加入内容変更依頼書は「日本保険薬局協会ホームページ」にあります。  
右の二次元コードを読み取ってください。



## 薬剤師賠償責任保険 保険料振込先 (補償開始2月1日以降)

三菱UFJ銀行 新丸の内支店 普通口座 4346421  
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

お願い

1. 正会員である法人名でお振込みください。  
個人でご加入されます場合には、法人名の後に個人名を入力してください。
2. 振込手数料はご負担ください。

### ● 「サイバーリスク保険」はどうして必要なの??

近年、ICT化の進展に伴い、薬局でも医療機関との情報共有や患者へのオンライン服薬指導、在宅医療にかかわる多職種連携などにおいて、インターネット等のネットワークを通じたコミュニケーションが一般的となっています。また、レセプトコンピューター（レセコン）の他にも、スマートフォンやタブレットなど、薬剤師業務の質的向上や患者へのサービス向上のために使用される機器も多様化しています。一方、医療機関での情報セキュリティ事故も発生しており、不正アクセスを受け個人情報が含まれたメールが流出した可能性があるなどの深刻な事例もあります。多くの個人情報を取り扱う薬局は、狙われやすい業種の一つで、セキュリティ対策を含めたサイバーリスクへの備えが急務となっています。

2022年4月1日施行改正個人情報保護法により、事業者の責務が厳格化され、罰金の強化や漏えい報告の義務化等、規制が更に強化されています。

### 「サイバーリスク保険」の特長

#### 1. ITユーザーリスクを包括的に補償

事業活動を取り巻くサイバーリスクを1つの保険で包括的に補償します。

#### 2. サイバー攻撃のおそれの調査費用等も補償

サイバー攻撃の“おそれ”が発見された時点で外部機関へ調査を依頼する費用や、事故によって機能停止したコンピュータシステムの復旧費用、事故が収束した後の再発防止費用も補償します。

#### 3. 海外提起の損害賠償請求も補償

海外でなされた損害賠償請求についても補償します。

#### 4. IoT機器への対応

IoT機器へのサイバー攻撃やIoT機器からの情報が漏えいした場合等の各種損害も補償します。

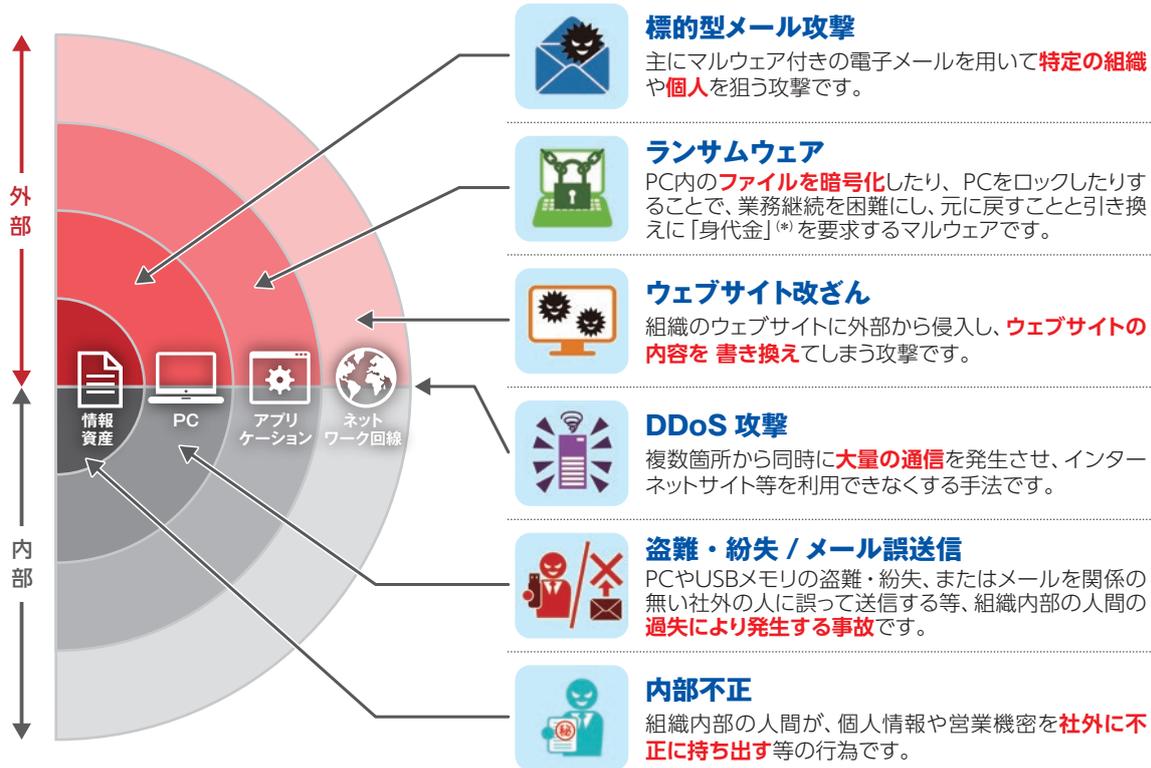
### ● 被保険者（補償を受けられる方）

記名被保険者（加入対象者）は、一般社団法人日本保険薬局協会の正会員企業です。

また、被保険者は上記の記名被保険者および記名被保険者の役員または使用人（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限り）です。

本パンフレットP7、P8は、サイバーリスク保険の概要を紹介したものです。サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容は、別冊の「サイバーリスク保険のご案内」をご覧ください。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## サイバーリスクの概要



(\*)「身代金」を支払ったことにより被る損害は補償対象外です。

サイバーリスク保険は、これらの脅威等により発生した事故の各種損害を**包括的に補償**します。

## 例えばこんな時にも・・・

- 業務使用PCのウィルス感染により過去の電子メールが勝手に大量発信され、大量の個人・法人情報が漏えいした。
- 薬局のHPへ掲載した写真や動画コンテンツに不適切な内容があり、他人の肖像権を侵害した。
- 薬局HPが悪意のある第三者に書き換えられ、閲覧した取引先患者にウィルスが拡散された為、システムを中断させた。

等

## 支払限度額・一時払保険料

支払限度額 (支払限度額に関する特約条項付帯)			一時払保険料			
損害賠償責任に関する補償 サイバーリスク特別約款 (*)1	スタンダードプラン	ライトプラン	店舗数	スタンダードプラン	ライトプラン	
	1 請求	1億円	1,000万円	1店舗	108,560円	57,970円
	保険期間中 (*)2	1億円	1,000万円	2~5店舗	176,870円	82,220円
	免責金額 (1請求)	なし	なし	6~10店舗	247,960円	106,160円
			11~20店舗	316,780円	129,480円	
			21~50店舗	436,340円	170,800円	
			51~100店舗	585,020円	222,180円	
			101店舗以上	ご相談ください	ご相談ください	
			上記に関係なく過去 3年以内に事故あり	ご相談ください	ご相談ください	

(\*)1 下記(2)の補償に関する支払限度額および免責金額等は別冊の「サイバーリスク保険のご案内」でご確認ください。

(\*)2 お支払いする保険金の額は、(1)損害賠償責任に関する補償・(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(保険期間中)が限度となります。なお、支払限度額は加入者証記載の記名被保険者ごとに、個別に適用します。

各補償においてお支払いの対象となる損害・費用に関する支払限度額および免責金額等については、サイバーリスク保険パンフレットにてご確認ください。

# ご加入にあたってのご注意(必ずお読み下さい)

## 【もし事故が起きたときは】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

## 【ご加入者と被保険者が異なる場合】

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 【示談交渉サービスは行いません】

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 【保険金請求の際のご注意】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 【告知義務】

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

## 【補償の重複に関するご注意】

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

## 【通知義務】

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

## 【ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について】

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

## 【他の保険契約等がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 【加入者証】

加入者証が届くまでの間、このご案内書等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

## 【代理店の業務】

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

## 【保険会社破綻時の取扱い】

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人<sup>(\*)</sup>)またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

このご案内書は、**薬剤師賠償責任保険**およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。薬剤師賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、このご案内書にはご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

「薬剤師賠償責任保険」は、一般社団法人日本保険薬局協会を契約者とし、日本保険薬局協会正会員である薬局店舗の開設者、法人代表者等、またそこに勤務する薬剤師・登録販売者を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本保険薬局協会が有します。

## お問い合わせ先

(お手続き、事故の場合は取扱代理店へご連絡ください。)

◇取扱代理店：東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

公務広域法人部 医療福祉チーム

(担当) 藤巻・雨宮

(住所) 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階

(TEL) 03-4332-4010 (受付時間 平日/午前9時から午後5時まで)

(FAX) 03-4332-4014 (mail) npha-hoken@web-tac.co.jp

◇引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担当課：医療・福祉法人部

(住所) 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4-9F

(TEL) 03-3515-4143